

情報セキュリティ基本方針書

1 目的

株式会社 共立工業社は、お客様から重要な情報資産（data、図面、資料等）をお預かりして、加工、修整、複写等の業務を実施しています。

今後、お客様の信頼を維持、高めていくためには、お預かりした情報資産に対して合理的で適切な安全対策を実施し、情報セキュリティ上の脅威となりうる出来事（インシデント）の防止を図ることが必要不可欠であると考えます。

そのために、当社は情報セキュリティ基本方針を定め、業務に係るすべての従業員は、この趣旨を理解し、情報資産の適切な保護対策を実施することを宣言します。

2. 実施事項

- (1) 取扱う全ての情報資産を脅威（漏えい、不正アクセス、改ざん、紛失・破損等）から保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立、導入、運用、監視、見直し、維持及び改善するものとする。
- (2) 情報資産の取り扱いは、関係法令及び契約上の要求事項を遵守するものとする。
- (3) 重大な障害または災害から事業活動が中断しないように、予防及び回復手順を策定し、定期的な見直しをするものとする。
- (4) 情報セキュリティの教育・訓練を適用範囲すべての社員に対して定期的実施するものとする。
- (5) 情報セキュリティ目的を設定し、実施し、維持するものとする。
- (6) 情報セキュリティに関連する適用される要求事項を満たすものとする。

3 責任と義務及び罰則

- (1) 情報セキュリティの責任は、代表取締役が負う。そのために代表取締役は、適用範囲の従業員が必要とする資源を提供するものとする。
- (2) 従業員は、お客さま情報を守る義務があるものとする。
- (3) 従業員は、本方針を維持するため策定された手順に従わなければならないものとする。
- (4) 従業員は、情報セキュリティに対する事故及び弱点を報告する責任を有するものとする。
- (5) 従業員が、お客さま情報に限らず当社が取り扱う情報資産の保護を危うくする行為を行なった場合は、社員就業規則に従い処分を行なうものとする。

4 継続的改善

情報セキュリティマネジメントシステムは、環境変化に合わせるため定期的に見直し、継続的改善を実施するものとする。

制定日 2008年12月22日

改定日 2015年2月1日

株式会社 共立工業社

代表取締役

北島雄二